

# 大規模集客施設等の立地に関する方針 に基づく説明会資料 『（仮称）カインズ都留店』

## 式次第

- 1、開会
- 1、説明会開催趣旨
- 1、主催者挨拶
- 1、立地計画概要の説明
- 1、質疑応答
- 1、閉会

平成 27 年 12 月 15 日

株式会社カインズ

## ◆はじめに◆

地域の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は弊社の業務に付きまして格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
このたび、『(仮称)カインズ都留店』の新設にあたり山梨県に「大規模集客施設の立地に関する方針」に基づく届出を平成27年11月20日に致しました。  
つきましては、同方針の規定に基づき、新設予定であります都留市や周辺市町村の皆様へ、山梨県に届出致しました内容をご説明させていただきます。  
皆様におかれましては何卒ご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

《建物設置者》  
株式会社カインズ  
代表取締役 土屋 裕雅

---

### ■ 意見書の提出について

(提出先)

〒400-8501

甲府市丸の内1丁目6番1号

山梨県 産業労働部 商業振興金融課

FAX : 055-223-1534

電子メール : [shougyo@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:shougyo@pref.yamanashi.lg.jp)

(提出方法)

山梨県の様式を用い、郵送、FAX、電子メール又は持参にて

※山梨県ホームページに意見書の書式及び詳細が掲載されております。

(提出期限)

別途山梨県にて定めて公表

(本日開催説明会の開催結果報告書の公表後二週間を経過した日)

(提出手続についてのご質問)

山梨県 商業振興金融課

電話 : 055-223-1536

立地計画書 (新設)

山梨県知事 後藤 齋 殿

住 所 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号  
 名 称 株式会社カインズ  
 法人代表者氏名 代表取締役 土屋 裕雅  
 担当者氏名 開発本部 勅使河原 孝行  
 電 話 番 号 0495-22-7222

大規模集客施設等の立地に関する方針(第3章2(1)①)により、次のとおり届け出ます。

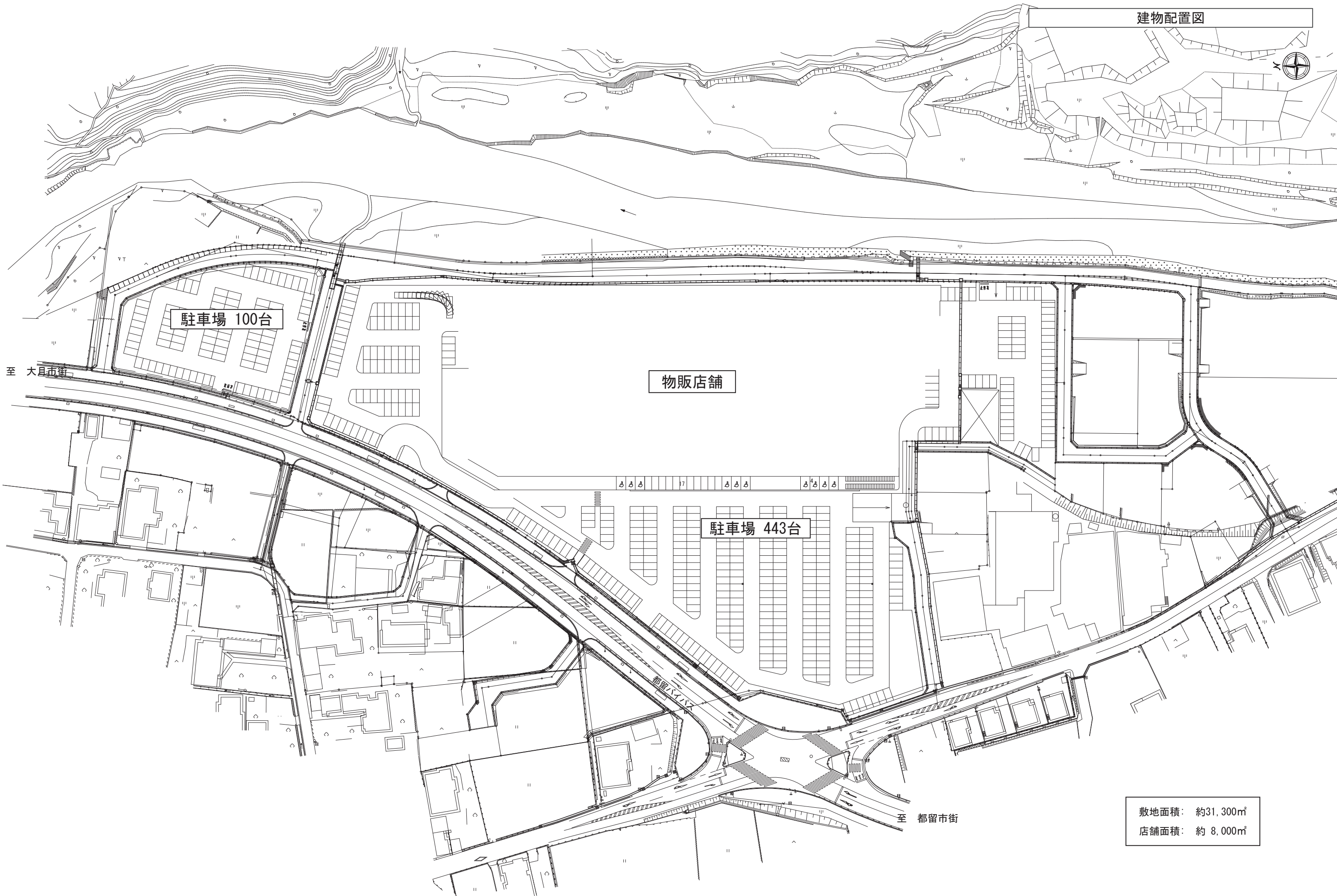
大規模集客施設等の名称	(仮称)カインズ都留店
大規模集客施設等の立地を予定する場所	(所在地)山梨県都留市井倉字美通328-1 外 (位置図)別添※1
大規模集客施設等の規模及び業種	(合計床面積)※2 約11,600㎡(予定) (敷地面積) 約31,300㎡(予定) (駐車場収容台数) 敷地内443台、隔地100台、計543台(予定) (施設で営む主な業種) 小売業
大規模小売店舗の概要*	(店舗面積)※2 約8,000㎡(予定) (核となる店舗の小売業者名) 株式会社カインズ
※大規模小売店舗の場合に記入	(その業態及び主な販売品目) 業態:ホームセンター 主な販売品目:園芸用品、資材、日用品 等 (その他のテナント名) 未定
立地(開業)までのスケジュール	(必要な法定手続の種類・着手予定時期)※3 区画整理法 76条手続き(平成28年3月) 農地法 農地転用許可申請(平成28年3月) 大規模小売店舗立地法 新設届出(平成28年2月) 建築基準法 建築確認申請(平成28年3月) 土壌汚染対策法(平成28年5月) ----- (着工予定年月日)平成28年6月 ----- (開業予定年月日)平成28年12月

※1 施設の位置関係がわかるような図面(A4)を添付してください。

※2 複数棟の集客施設が一体的に利用される場合は、その床面積の合計を記入してください。(P13参照)

※3 大規模小売店舗立地法・都市計画法・農地法・農業振興地域整備法・環境影響評価法・県環境影響評価条例・土壌汚染対策法・土地区画整理法・建築基準法・県宅地開発事業の基準に関する条例・森林法等に定める手続のうち、後続の法定手続として必要なものを記入し、その着手予定時期を併記してください。(P14参照)





至 大目市街

物販店舗

駐車場 443台

至 都留市街

敷地面積： 約31,300㎡  
店舗面積： 約 8,000㎡